

平成 31 年 1 月 18 日
小 中 学 校 人 事 課

任期付職員の任用について

1 概要

育児休業及び配偶者同行休業の代替職員については、これまで臨時的任用を行ってきましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」）及び地方公務員法の趣旨を踏まえ、平成 31 年度以降については、本務者の休業期間が 1 年を超える場合、任期付職員を任用します。

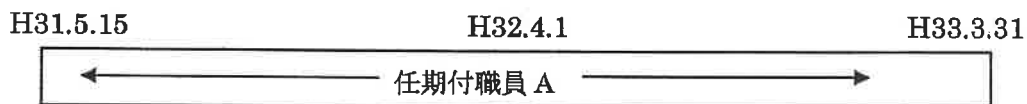
2 今後の任用

本務者の休業期間の初日から末日まで代替者が必要な場合は、当該期間を一つの任期とした発令を行う必要があります。

（1）本務者が申請した休業期間が 1 年を超える場合

本務者の休業期間に対し、任期付職員を任用。

（例）育児休業期間 H31.5.15～H33.3.31

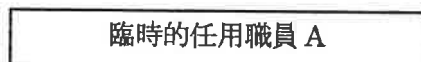


（2）本務者が申請した休業期間が 1 年以内の場合

本務者の休業期間に対し、臨時的任用職員を任用。

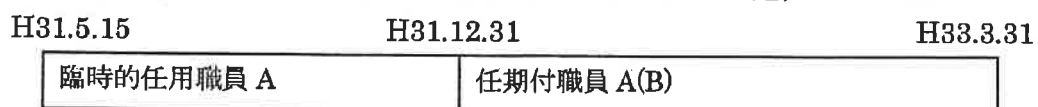
（例）育児休業期間 H31.5.15～H31.12.31

H31.5.15 H31.12.31

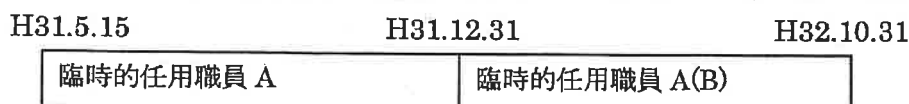


※ 本務者が休業期間の延長申請をした場合は、延長した期間に応じて（1）又は（2）の任用を行います。

（例 1）当初：育児休業期間 H31.5.15～H31.12.31 →延長：～H33.3.31



（例 2）当初：育児休業期間 H31.5.15～H31.12.31 →延長：～H32.10.31



3 任期付職員の採用方法

原則として育児休業法第18条第1項による任期付短時間勤務職員（いわゆる育児短時間勤務職員の後補充）の採用と同様の手続きとなります。

（1）教員

現行の臨時的任用、任期付短時間勤務及び非常勤講師の登録と併せて任期付職員を希望する者について県教委で登録を行うようにします。その中から適当な者を選び、教育事務所で面接試験を実施し、合格者について採用します。

（2）事務職員

教職員採用課が実施する登録試験（現行は年1回（2月））を経て採用候補者として名簿に登録された者の中から適当な者を選び、教育事務所で面接試験を実施し、合格者を採用します。

（3）学校栄養職員

教職員採用課で受け付けた登録者名簿の中から適当な者を選び、教育事務所で面接試験を実施し、合格者について採用します。

4 勤務条件等

育児休業代替及び配偶者同行休業代替に係る任期付職員は、任期が定められていることを除き、原則として給与、勤務時間、服務等について本採用職員と同様です。

5 その他

平成30年度から引き続き平成32年4月1日以降を末日とする休業期間がある場合の代替者は任期付職員を任用してください。（休業期間が平成32年3月31日までであれば、臨時的任用となります。）